

「令和 8 年 4 月建設業許可申請の手引」における変更点について

山口県土木建築部監理課

1 拘禁刑の創設 (P19)

⑦「禁固」を「拘禁刑」に修正（建設業法 8 条 1 項第 7 号）

2 営業所技術者等一覧表の記載要領 (P52・79・142・153・163・177)

「1」・・・・・・法第 7 条第 2 号イ該当の説明書き部分

※書きぶりと出典先を変更したため、取扱いに変更はありません。

修正前：実務経験（5 年又は 3 年以上）

※参考 改訂 25 版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成
出版 46 頁及び 163 頁

修正後：実務経験（高等学校卒業者 5 年又は、大学・高等専門学校等卒業者 3 年以
上）

※参考 改訂 27 版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成
出版 41 頁及び 202 頁

3 営業所技術者等に関する事項（3）

（解体工事業の経過措置に係る有資格区分の変更の場合のみ必要）の文言を削除

4 事業承継及び相続に係る認可申請について (P127)

（3）建設業者が山口県建設工事等競争入札参加資格を持っている場合の提出書類を
追記

5 認可後の提出書類及び確認資料について (P132・169)

ア（注）提出資料の説明書き部分

※書きぶりを修正したため、取扱いに変更はありません。

修正前：申請時の直前

修正後：認可後

6 有資格区分コード一覧 コード 36 の種目を追記 (P192・196)

※備考を 4/4 から 2/4 のスペースへ移動